

# 姫路市立姫路高等学校いじめ防止基本方針（改訂版）

令和2年5月  
姫路市立姫路高等学校

## 1 本校の教育方針

本校では、校訓である「師弟一體、意氣と実践、清明率直」のもと、すがすがしく素直な心を持ち、意気と実行力に富む人を理想として、教師と生徒が力を合わせて堅実に努力を積み重ねることで、智・徳・体の調和のとれた人材の育成を目指し、心豊かな人づくりと全人教育に力を注いでいる。また、相互の信頼関係と自主性を尊重する気風を培ってきており、その伝統は現在も各種の学校行事や無人購買部、校舎内土足使用等の形で大切に受け継がれている。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に早期対応を行い、速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校の前身・鷲城中学校は、1939年（昭和14年）に当時としては全国的にも類例の少ない市立男子中学校として設立された。令和元年には創立80周年を迎えた歴史と伝統を誇る学校であり、地域に貢献できる人間を育成するため、日々教育活動に取り組んでいる。

いじめについては、すべての教職員が「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」との認識を持ち、生徒相互が好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめの定義と認知

（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日 法律第71号 第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

ただし、この場合、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。更に、一般的な感覚から、「そのような行為をされれば、当然苦痛を感じるであろう」と判断される場合は、現実に苦痛を感じたことが確認されなくても、この要件が満たされると解釈する必要がある。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。表面的にはけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

教職員はこれらのことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早

い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

## 4 いじめの基本認識

いじめ問題に対して、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合の早期対応に教職員全員が的確に取り組むためには、以下の通り、いじめの持つ特質について基本的な認識を持つことが必要である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる・仲間外れ等、多くの生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命・身体に重大な危険が生じる。
- ⑥近年はスマートフォンの普及により、SNS上での誹謗中傷、仲間外れ等のいじめが急増している。
- ⑦いじめは、その態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 5 特に配慮を要する児童生徒への対応について

特に配慮が必要な生徒については、以下のようなケースが考えられる。

- ①発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについて
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒について
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめについて
- ④東日本大震災等により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒について

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、教職員への正しい理解の促進、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導等を組織的に行わなければならない。

## 6 いじめ解消の要件

いじめは、単に当事者の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定する。

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じてい

ないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

## 7 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

### (1) 日常の指導體制

いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する措置を実効的に行うため、校長のリーダーシップのもと、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー等の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

[別紙1 校内指導體制](#)

### (2) いじめの未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

[別紙2 年間指導計画](#)

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

[別紙3 早期発見のためのチェックリスト](#)      [別紙4 教職員のいじめ対応チェックリスト](#)

### (3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認識した場合に、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向うための組織的対応を別に定める。

[別紙5 組織的対応](#)

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校においては、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、財産に大きな被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態の取り扱いについて

#### ① 重大事態の取り扱いについての徹底事項

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至

ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

## ②重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例

- ・軽傷で済んだものの自殺を企図した、リストカットなどの自傷行為を行った、等
- ・「いじめ対応マニュアル〈改訂版〉(平成29年8月 兵庫県教育委員会)」P.19 参照

## (3) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、その疑いがある場合も含めて、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームや、また、専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーや外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 9 その他の留意事項

開かれた学校づくりを推進する本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、各学年集会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対してより一層情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効率的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検・検証し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

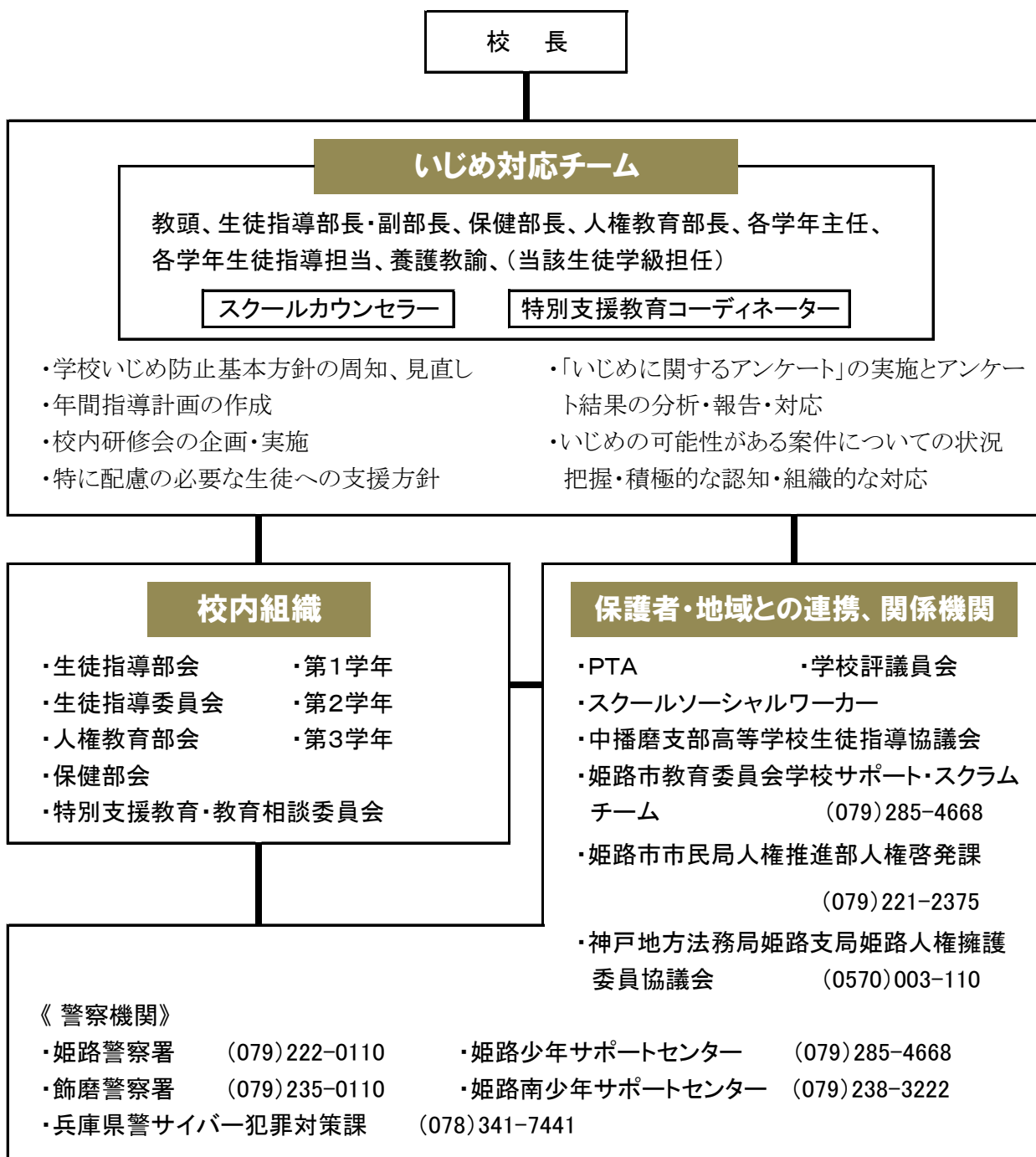
## 10 基本方針および指導体制の点検と評価

学校いじめ防止基本方針は学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や生徒に説明し、意見を募るようにし、必要に応じて改定を行う。また、いじめ問題に対する指導体制や取り組み状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善していく。

# 校内指導体制および関係機関

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。そのためには、**未然防止、早期発見、早期対応**はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を密にしながら、社会総がかりで取り組みを推進していくことが大切である。

また、いじめ問題を特定の教職員で抱え込まず、学校が組織的に対応するため、「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中核として、学校全体の共通理解のもと、総合的ないじめ対策を展開していく。





## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等のいたづらをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

## いじめられている生徒

### ◎ 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不調を訴えて保健室へ行きたがる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- にやにや、へらへらしている
- 表情が暗く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

### ◎ 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたづらをされる

### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

### ◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上の現金を持ち、友達におごるなどする

## いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする

## 生徒の変化を見逃さないために

### ◎ 自身の行動

- 生徒へ笑顔で積極的に挨拶をしている
- 生徒の顔を見ながら出席確認をしている
- 学級日誌・個人ノート等を確認している
- 生徒同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 掃除の仕上がり(机の並び方、ごみの取り残し等)を確認している
- 休み時間や清掃時等に生徒へ積極的に声かけをしている

### ◎ 情報共有

- 生徒の話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる生徒の情報を職員室で共有している
- 養護教諭・スクールカウンセラーと生徒の情報を共有している
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

### ◎ 生徒・保護者への対応

- 生徒の提出物や教材等の忘れ物に気を配っている
- 教室の生徒の机の中を確認している
- 生徒の体調(腹痛や頭痛等)に気を配っている
- 生徒間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 生徒の服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 生徒の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 生徒の頑張りを伝える通信づくりをしている
- 気になる生徒の家庭への連絡や家庭訪問をしている

## 適切ないじめ対応のために

### ◎ 自身の行動

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている生徒の心情に寄り添い、いじめを認知しようとしている
- いじめに関するアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- いじめの防止等のために行っている校内研修等の内容を日常の指導に生かしている

### ◎ 情報共有

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな些細なことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- いじめに関するアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

### ◎ 生徒・保護者への対応

- 生徒に対し、いじめは絶対に許せない行為であることを各教科、道徳の時間、特別活動等を通じて計画的に指導している
- 生徒に対し、いじめ等の行為を見聞きした場合は、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 生徒や保護者に対し、授業、保護者会、面談、諸通信等の多様な機会を活用し、いじめ防止のための取り組みを伝えている
- 生徒や保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 生徒や保護者に対し、いじめに関するアンケートの結果について必ずフィードバックしている



